

東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱

令和5年7月21日

要綱第3号

第1 目的

この要綱は、東京都十一市競輪事業組合（以下「組合」という。）の契約及び下請等契約における暴力団等の関与を排除するための措置について必要な事項を定めることにより、契約事務の厳正な執行を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合の契約 組合が発注する売買、貸借、請負その他の契約をいう。
- (2) 下請等契約 組合の契約の相手方と下請負人との契約等組合の事務又は事業の実施のために必要な組合の契約に関連する契約をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員等をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 有資格者 組合の契約における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5の規定による一般競争入札の参加者の資格又は同令第167条の11の規定による指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (6) 役員等 代表役員（有資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）をいう。以下同じ。）、一般役員等（有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者をいう。）及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上有資格者の経営に参画している者をいう。

- (7) 入札参加資格 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (8) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人（資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。）及び業務委託の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者（当該工事の一部又は当該業務委託の全部若しくは一部を更に別の第三者に委任し、又は請け負わせる場合その他これと同様の行為が更に行われる場合の下請負人又は受託者を含む。）をいう。
- (9) 使用人 有資格者に雇用される者で、役員等以外の者をいう。

第3 入札参加排除措置

管理者は、有資格者が別表措置要件の欄に掲げる要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、東京都十一市競輪事業組合契約事務規則（平成10年規則第2号）第7条の2に規定する東京都十一市競輪事業組合業者指名等適格審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該有資格者を組合の契約から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。ただし、審査会の議を経る必要がないと組合が認めるときは、審査会の議を経ることなく、入札参加排除措置を行うことができる。

2 入札参加排除措置の期間は、前項の規定により当該入札参加排除措置を行うことを決定した日から第4第1項の規定により当該入札参加排除措置の解除を決定した日までとする。

3 管理者は、第1項の規定により入札参加排除措置を行うことを決定したときは、入札参加排除措置決定通知書（第1号様式）により、当該決定を受けた有資格者に通知するものとする。

第4 入札参加排除措置の解除等

管理者は、入札参加排除措置を受けた有資格者（以下「入札参加排除者」という。）から入札参加排除措置の解除の申請があった場合において、措置要件の区分に応じ、別表措置解除要件の欄に掲げる要件（以下「措置解除要件」という。）に該当すると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加排除措置を解除するものとする。

- 2 前項に規定する入札参加排除措置の解除の申請は、入札参加排除措置解除申請書（第2号様式）により行うものとする。
- 3 管理者は、第1項に規定する入札参加排除措置の解除の申請をした入札参加排除者に対して、当該入札参加排除措置の原因となった事実が解消した旨の報告書、将来にわたり入札参加排除措置の原因となる行為をしない旨の誓約書等の書面の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により入札参加排除措置の解除を決定したときは、入札参加排除措置解除決定通知書（第3号様式）により、当該決定を受けた入札参加排除者に通知するものとする。
- 5 管理者は、第1項に規定する入札参加排除措置の解除の申請があった場合において、措置解除要件に該当しないと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加排除措置を解除しないものとし、当該入札参加排除措置を継続するものとする。
- 6 管理者は、前項の規定により入札参加排除措置を解除しないことを決定したときは、入札参加排除措置継続通知書（第4号様式）により、当該決定を受けた入札参加排除者に通知するものとする。

第5 勸告措置

管理者は、入札参加排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めたときは、審査会の議を経て、有資格者に対し、市長が必要と認める措置の勸告（以下「勸告措置」という。）を行うことができる。ただし、審査会の議を経る必要がないと管理者が認めたときは、審査会の議を経ることなく、当該勸告を行うことができる。

- 2 前項の規定による勸告は、暴力団等排除措置に関する勸告書（第5号様式）により行うものとする。

第6 入札参加者の資格審査における排除

管理者は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の資格の審査に当たり、入札参加排除者の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 管理者は、入札参加資格を定める際に、前項の規定により入札参加排除者の入札参加資格を認めないために必要な措置を講ずるものとする。

第7 一般競争入札からの排除

管理者は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除者の当該入札への参加を認めてはならない。

2 管理者は、一般競争入札に参加した者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けた場合は、当該一般競争入札の落札者を決定する前にあっては当該入札参加排除者のした入札を無効とし、当該入札参加排除者を落札者と決定した以後にあっては契約を締結しないものとする。

3 前2項の規定による措置は、一般競争入札の公告において周知するものとする。

第8 指名競争入札からの排除

管理者は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除者を指名してはならない。

2 管理者は、指名競争入札に参加させる者の指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けた場合は、当該指名競争入札の落札者を決定する前にあっては当該入札参加排除者の指名を取り消し、当該入札参加排除者を落札者と決定した以後にあっては契約を締結しないものとする。

3 前2項の規定による措置は、指名競争入札に参加させる者の指名を受けた者に対する通知において周知するものとする。

第9 随意契約からの排除

管理者は、入札参加排除者及び措置要件に該当する者（以下「入札参加排除者等」という。）を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該随意契約の目的及び内容により入札参加排除者等を当該随意契約の相手方とする必要があると管理者が認めた場合は、この限りでない。

第10 せり売りからの排除

第6及び第7の規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第7第2項中「した入札を無効とし」とあるのは「参加資格を取り消し」と読み替えるものとする。

第11 下請負等の禁止等

管理者は、入札参加排除者等が組合の契約の下請負人等となることを認めてはならない。ただし、当該下請等契約の目的及び内容により入札参加

排除者等が当該組合の契約の下請負人等となる必要があると管理者が認めた場合は、この限りでない。

- 2 管理者は、組合の契約の相手方が入札参加排除者等を組合の契約の下請負人等としていたときは、当該組合の契約の相手方に対して、当該組合の契約の下請負人等との下請等契約を解除するよう求めるものとする。

第12 共同企業体への準用

第3から第11までの規定は、入札参加排除者等を構成員とする共同企業体（共同企業体運用準則（昭和62年建設省中建審発第12号）に定める特定建設工事共同企業体をいう。）について準用する。

第13 契約の解除

管理者は、組合の契約の相手方が、入札参加排除措置を受けたとき、又は措置要件に該当したときは、当該組合の契約を解除するものとする。

- 2 管理者は、組合の契約の締結に当たり、前項の規定による解除をするために必要な当該組合の契約の規定を整備するものとする。

第14 不当介入等に関する措置

管理者は、組合の契約の相手方が当該組合の契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から組合の契約若しくは下請等契約の適正な履行の妨害等の違法若しくは不当な介入又は下請負人等への参入等の違法若しくは不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに当該不当介入等を受けた組合の契約の相手方に当該不当介入等に係る報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 2 管理者は、組合の契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団等又はその関係者から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項に規定する報告及び届出を行うよう直接又は間接に指導することを当該組合の契約の相手方に求めるものとする。

- 3 管理者は、組合の契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該組合の契約の履行が遅延する等のおそれがあると認めたときは、当該組合の契約の相手方が前2項の規定により適切な報告及び届出又は指導を行ったと管理者が認めた場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

第 1 5 関係機関との連携

管理者は、警察その他の関係機関と緊密な連携の下にこの要綱を運用するものとする。

第 1 6 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 1 日から施行する。

別表（第3、第4関係）

措置要件	措置解除要件
<p>1 暴力団等の経営関与</p> <p>有資格者又はその役員等若しくは使用人が暴力団等であると認められるとき、又は暴力団等が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>(1) 入札参加排除措置を行うことを決定した日から2年が経過していること。</p> <p>(2) 入札参加排除措置の原因となった事実が解消されたと認められること。</p> <p>(3) 入札参加排除者が、将来にわたり措置要件に該当するおそれがないと認められること。</p>
<p>2 暴力団等への資金提供等</p> <p>有資格者又はその役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等であることを知りながら、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>(1) 入札参加排除措置を行うことを決定した日から1年が経過していること。</p> <p>(2) 入札参加排除措置の原因となった事実が解消されたと認められること。</p> <p>(3) 入札参加排除者が、将来にわたり措置要件に該当するおそれがないと認められること。</p>
<p>3 暴力団等の利用</p> <p>有資格者又はその役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団等の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>(1) 入札参加排除措置を行うことを決定した日から1年が経過していること。</p> <p>(2) 入札参加排除措置の原因となった事実が解消されたと認められること。</p> <p>(3) 入札参加排除者が、将来にわたり措置要件に該当するおそれがないと認められること。</p>

<p>4 暴力団等との親交</p> <p>有資格者又はその役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>(1) 入札参加排除措置を行うことを決定した日から1年が経過していること。</p> <p>(2) 入札参加排除措置の原因となった事実が解消されたと認められること。</p> <p>(3) 入札参加排除者が、将来にわたり措置要件に該当するおそれがないと認められること。</p>
<p>5 暴力団等との下請等契約</p> <p>契約の相手方若しくは下請負人等又はそれらの役員等若しくは使用人が、下請負人等が第1項から第4項までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該下請負人等と下請等契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>(1) 入札参加排除措置を行うことを決定した日から1年が経過していること。</p> <p>(2) 入札参加排除措置の原因となった事実が解消されたと認められること。</p> <p>(3) 入札参加排除者が、将来にわたり措置要件に該当するおそれがないと認められること。</p>
<p>6 再度の勧告措置</p> <p>勧告措置を行うことを決定した日から1年以内に有資格者が再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>(1) 再度勧告措置を行うことを決定した日から1年が経過していること。</p> <p>(2) 勧告措置の原因となった事実が解消されたと認められること。</p> <p>(3) 入札参加排除者が、将来にわたり措置要件に該当するおそれがないと認められること。</p>

第1号様式（第3関係）

文書番号
年 月 日

様

東京都十一市競輪事業組合
管理者 印

入札参加排除措置決定通知書

東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱第3第1項の規定により、次のとおり入札参加排除措置を行ったので、同要綱第3第3項の規定により通知します。

1 入札参加排除措置の期間

年 月 日から、入札参加排除者からの入札参加排除措置の解除の申請があり、かつ、次の各号に掲げる措置解除要件に該当し、入札参加排除措置の解除を決定する日まで

- (1)
- (2)
- (3)

2 入札参加排除措置を行った理由

東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱別表第 項に該当したため

3 入札参加排除措置の内容

- (1) 東京都十一市競輪事業組合が実施する競争入札及びせり売りへ参加することはできません。
- (2) 原則として全ての東京都十一市競輪事業組合の契約において、東京都十一市競輪事業組合と契約を締結することはできません。
- (3) 東京都十一市競輪事業組合が実施する競争入札及びせり売りに係る参加資格の審査に当たり、当該資格を認めません。
- (4) 東京都十一市競輪事業組合が実施する一般競争入札に既に参加している場合は、落札者の決定前にあってはその入札を無効とし、落札者となった以後にあっては契約を締結しません。
- (5) 東京都十一市競輪事業組合が実施する指名競争入札に係る参加者の指名を既に受けている場合は、落札者の決定前にあっては当該指名を取り消し、落札者となった以後にあっては契約

を締結しません。

- (6) 東京都十一市競輪事業組合が実施するせり売りに既に参加している場合は、落札者の決定前であってもその参加資格を取り消し、落札者となった以後であっても契約を締結しません。
- (7) 東京都十一市競輪事業組合の契約に係る下請負人（2次以降の下請負人を含みます。）又は受託者（2次以降の受託者を含みます。）となることを原則として認めません。
- (8) 東京都十一市競輪事業組合と既に締結している契約がある場合は、当該契約を解除します。

第 2 号様式（第 4 関係）

年 月 日

東京都十一市競輪事業組合 管理者 宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

入札参加排除措置解除申請書

年 月 日付け 第 号により受けた入札参加排除措置を解除された
いので、次のとおり申請します。

添付書類

- (1) 入札参加排除措置の原因となった事実が解消した旨の報告書
 - (2) 将来にわたり入札参加排除措置の原因となる行為をしない旨の誓約書
- ※ その他管理者が必要と認める書類を添付していただくことがあります。

第3号様式（第4関係）

文書番号
年 月 日

様

東京都十一市競輪事業組合
管理者 印

入札参加排除措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加排除措置の解除について、東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱第4第1項の規定により、次のとおり当該入札参加排除措置の解除を決定したので、同要綱第4第4項の規定により通知します。

入札参加排除措置の解除日

年 月 日

第4号様式（第4関係）

文書番号
年 月 日

様

東京都十一市競輪事業組合
管理者 印

入札参加排除措置継続通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加排除措置の解除について、東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱第4第5項の規定により、次のとおり当該入札参加排除措置を解除せず、継続することと決定したので、同要綱第4第6項の規定により通知します。

入札参加排除措置を継続する理由

第5号様式（第5関係）

文書番号
年 月 日

様

東京都十一市競輪事業組合
管理者 印

暴力団等排除措置に関する勧告書

東京都十一市競輪事業組合契約における暴力団等排除措置要綱第5第1項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 勧告理由
- 2 勧告内容